

岐阜県警察本部長からの「弁明書」に対する反論書

2019年3月15日

岐阜県公安委員会 御中

審査請求人 近藤ゆり子

大垣市田町1-20-1

「岐公委（情）第1号の7 平成31年2月19日」で通知を受けた件につき、岐阜県警の「弁明書」への反論を述べる。

1. はじめに

審査請求書【別紙】の《1. はじめに》で述べたことを強調しておきたい。

岐阜県情報公開条例は、開示することが原則であり、開示することこそが、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることになると明示している。非公開とすることは、ごく例外的に認められているのみである。「非公開決定」はみだりに行われてはならないのであり、非公開決定をする実施機関は、やむをえず非公開決定としなければならない事情を、積極的・具体的に説明する責務がある。

しかし実施機関である岐阜県警本部長の今般の「弁明書」は、漠然と「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるからだ」と述べているのみである。つまりは「実施機関が非開示決定をしたのは実施機関がそう認めるからだ」という同義反復にすぎず、審査請求に対する弁明になっていない。

2. 岐阜県情報公開条例第6条第4号の適用について

「弁明書」では、第6条第4号につき《「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している》と述べ、続いて《警察が、いつ、どのように収集しているかなど、個別具体的な情報を公開することにより、公共の安全と秩序の維持を目的とした情報収集の着眼点、手法等について明らかにすることになり、これを契機に情報収集の対象となっていることを前提として対抗措置を講ずるなど、今後の情報収集活動の遂行に影響を及ぼすおそれがあるため》として第6条第4号該当姓を主張している。

「警察が、いつ、どのように収集しているか」は一切明らかにしない、明らかにしないまま警察独自の判断でどんどん進めていいのだ、という考え方（そして実態）は、近年、大きな問題ともなり、批判を浴びている、令状なしのGPS捜査は、最高裁判所において違法と断罪された。「捜査関係事項照会書」で、Tポイントカードの使用履歴情報を（本人の同意もなく）警察が取得していた（いる）ことには、疑念と批判の声が上がっている。

上述の「公共の安全と秩序の維持を目的とした情報収集の着眼点、手法等について明らかにすることになり、これを契機に情報収集の対象となっていることを前提として対抗措置を

講ずる（から公開しない、秘匿する）」というのは「およそ市民は犯罪予備軍である」「警察の判断次第で、いつでも誰でも監視対象とする」という警察当局の思考法との情報収集の実態を端なくも露呈している。

警察当局は、何かというと警察法第2条第1項「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」を持ち出す、あたかも「公共の安全と秩序の維持」が水戸黄門の印籠であるかのように。

しかし警察法第2条には第2項があり「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と規定している。およそ日本国憲法の下での公務員は、警察官であろうがなかろうが「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」のであつて、わざわざ警察法にこの規定を置いたのは、"実力組織"である警察は、とりわけこのこと、すなわち「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」に留意し、敏感でなければならない、ということを強調してし過ぎることはないからである。（日本国憲法第31条から40条には司法手続きに関する規定が、他の分野に比して非常に細かく詳しく規定されている。この趣旨に対応するものと、審査請求人（私）は思料する。）

「実施機関である警察がそう考えたのだから、とやかく言わせない」といわんばかりの「弁明書」は到底受け入れることはできない。

3. 岐阜県情報公開条例第9条の適用（存否応答拒否）について

基本的な主張は、審査請求書【別紙】に記載した「審査請求の理由」の《2.「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている》《3.「存否応答拒否」は県民に対する侮辱である》に述べた通りである。

「弁明書」の「5」において、岐阜県警本部長は《「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている」と主張しているが、審査請求人が本件請求に係る対象文書の存在を疎明する事情として示す国会答弁は、本件請求に係る公文書の存在自体を明らかにしているものではないため、審査請求人の主張は、本件処分に影響を及ぼすものではない》という。笑止千万である。

国会の議事録によれば、警察庁警備局長は《○政府参考人（高橋清孝君） お答えいたします。本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。》と答弁している。その後《○政府参考人（高橋清孝君） 面会した警備課長は二人おりまして、一人は阪上壽秋警部、もう一人は横山裕之警部、両方大垣署の警備課長でございます。》と言及し、シーテック社という特定事業者の名称も出している。「弁明書」に述べているように《個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、大垣警察署が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かについて明らかとなり、条例第6条第4号に規定する非公開情報を公開することになるため、非公開決定（存否応答拒否）とした》のであれば、警察庁警備局長は口にはしていけないことを口にしたのだ、ということになってしまう。岐阜県警は警察庁に対して厳重な抗議をしたのであろうか？

それとも、警察庁は、個別具体的な本件について「岐阜県警察より報告を受け」たが、そ

これは文書であったとは言っていない、という屁理屈をこねたいのであろうか。一切「文書」もなく、すべて口頭で（当事者からの聴取ではないであろうから、つまりは伝聞で）報告を受け、そのとき耳にしたことの記憶だけで国家公安委員長に報告したのだとしたら、そちらのほうが大問題である（実は岐阜県警から報告も受けず、国家公安委員長に報告もしていないのに「岐阜県警から報告を受け、国家公安委員長に報告した」と虚偽答弁をしたのだとしたらもっと由々しい事態である。しかし審査請求人（私）は、その点について、山谷えり子国家公安委員長及び高橋清孝警察庁警備局長が虚偽の答弁をしたとは考えていない）。そして、警察庁への報告文書を岐阜県警が「ないかもしれない」ような扱いをしているとしたら、財務省か防衛省か厚労省か、このところ頻発する霞ヶ関での文書隠しが岐阜県警にも「伝染」しているのか、と皮肉を言いたくもなる。

間違いなく対象文書は存在する。《個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、大垣警察署が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かについて明らかとなり、条例第6条第4号に規定する非公開情報を公開することになるため、非公開決定（存否応答拒否）とした》というのは、あらゆる意味で弁明にも理屈にもなっていない。あるのは、ひたすら「存否応答拒否という門前払いを貫く」という意思の表明だけである。

岐阜県警察本部は、岐阜県情報公開条例が適用されている機関である。あたかも条例の適用除外を受けているかのごとき例外規定の濫用は許されない。

以上

【証拠】にあたるものについて

第189回国会の参議院内閣委員会の議事録について言及し、引用もしているが、インターネットで公開されているものなので、当該部分を印刷して添付することはしない。

URLを表示しておく。

★第189回国会 参議院内閣委員会 第9号（2015.5.26）議事録
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0058/18905260058009a.html>

★第189回国会 参議院内閣委員会 第12号（2015.6.4）議事録
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0058/18906040058012a.html>